



埼玉発基 1208 第3号  
令和3年12月 8日

関係団体の長 殿

埼玉労働局長



事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

平素から労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第188号。以下「改正省令」という。）が令和3年12月1日に公布され、一部の規定を除き、同日から施行することとされたところです。併せて、事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号。以下「事務所則」という。）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）について、一部運用の見直しが行われました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、厚生労働省及び、埼玉労働局ホームページに掲載の内容も参照いただきながら、会員事業場等関係者に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【関係ページ】

事務所における労働衛生対策 | 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html)



職場における労働衛生基準が変わります～照度、便所、救急用具等に係る改正を行います～

埼玉労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/content/contents/001022499.pdf>

